

複写

## 差止請求兼申入書

2015年3月12日

京都府相楽郡精華町光台七丁目11番地  
株式会社KCN京都 御中

複写

内閣総理大臣認定適格消費者団体  
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク  
理事長 高 嵩 英 弘（京都産業大学法務研究科教授）  
〒604-0847  
京都市中京区烏丸通二条下ル  
秋野々町529番地ヒロセビル4階  
電 話 075-211-5920  
FAX 075-251-1003  
（担当）理事・事務局長 長野浩三（弁護士）

複写

### 第1 差止請求について

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します（従って、本書が貴社らに到達すべき時期から1週間を経過した後は、消費者契約法12条の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。）。

本差止請求に対する貴社の対応を本書到達後1週間以内に書面をもって当NPO法人宛連絡下さい。回答の有無及び内容は公表します。

複写

## 第2 請求の要旨

当NPO法人は、貴社に対し、

- 1 貴社が、消費者との間で、インターネット接続サービス契約を締結するに際して、貴社が利用している「インターネット約款」中、下記の規定など、同契約が解除された際に、消費者が、貴社に対し、残余期間分の利用料金を一括して支払う旨の意思表示を行わないこと

記

### 第46条の2（最低利用期間）

#### 第3項本文

Kブロードインターネットサービス契約者は、前項の最低利用期間内にKブロードインターネットサービス契約の解除又は品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに当該サービスの残余期間分の利用料金を一括して支払っていただきます。

- 2 上記1の内容が記載された契約書ひな型が印刷された契約書用紙を廃棄すること
- 3 上記1につき、従業員らに対し周知させ、同項の意思表示を行わないよう指示すること  
を請求する。

## 第3 紛争の要点

### 1 条項の内容

貴社Kブロードインターネットサービス契約では、2年の最低利用期間を定め、最低利用期間内に解約があったときは、違約金として、当該サービスの残余期間分の利用料金の全額を徴収することとなっている。

- 2 貴社の解約料条項は、消費者契約法9条1号により無効である

(1) 事業者が解約時に被る「平均的な損害」を超える違約金等を徴収

複写

する解約料条項は、消費者契約法9条1号により無効である。

(2) この点、貴社は、インターネットサービス契約の解約によって、消費者に対するサービスの提供義務を免れるのであるから、解約後費用についても支出を免れるものがあることは明らかである。そうすると、免れる支出分を含む、利用料金全額は平均的な損害を超えるものであることは明らかである。

(3) したがって、貴社のインターネット約款46条の2第3項の解約料条項は、消費者から「平均的な損害」を上回る解約金を徴収するものであり、消費者契約法9条1号により無効である。

3 貴社の解約料条項は、消費者契約法10条により無効である

上記解約料条項は、解約を一切認めないのと同様の効果を持たせるものであり、消費者契約法10条の信義則に反し消費者の利益を一方的に害する条項で無効である。

4 以上のとおり、貴社の解約料条項は無効であり、当NPO法人は、消費者契約法12条3項に基づき、請求の要旨のとおり、貴社に対し、上記無効な契約条項を含む意思表示の差止及び必要な措置を請求する。

第4 訴えを提起する予定の裁判所 京都地方裁判所

第5 申入

以下は、消費者契約法12条の差止請求ではなく、消費者団体として申し入れます。

上記のとおり、貴社の上記契約条項は無効であり、貴社が同条項に基づき、解約時に消費者に返金するにあたり、貴社が定める解約料を取得することはできません。

については、①今後解約する消費者から解約料をいかなる基準で取得するか、②過去に解約した消費者に対し無効な解約料条項に基づいて取得した解約料を返金するか否か、③過去に解約した消費者に対し返金する場合は

複写

どの時期まで遡って、また、いかなる基準に従って返金するのか、につき、  
本書到着後1週間以内に文書で貴社のご対応をご回答ください。なお、回  
答の有無及び回答内容は公表します。

(付記)

差出人

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地ヒロセビル4階  
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 高嵩英弘

受取人

〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台七丁目11番地

株式会社KCN京都 御中

郵便認証司

27. 3. 12

この郵便物は平成27年3月12日  
第10284720401号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番：2015031211284400100000号

4 / 4頁

新東京  
27. 3. 12  
8-12